

協会けんぽ加入の事業主・加入者のみなさまへご案内します

※健康保険組合・国保組合に加入のみなさまは、参考としてご一読ください。

今月号のトピックス

- ▶ジェネリック医薬品を使いましょう
- ▶ご退職後の健康保険のご案内

職場のみなさままで回覧をお願いします。



協会けんぽでは、**令和5年1月**から各種申請書(届出書)の様式を変更しております。変更前の申請書(届出書)で申請された場合、事務処理等に時間がかかる場合がありますので、新様式のご使用をお願いします。
新様式の申請書(届出書)は協会けんぽのホームページよりダウンロードできます。なお、協会けんぽ神奈川支部へ郵送をご依頼いただくことも入手できます。

ジェネリック医薬品を使いましょう

ジェネリック医薬品の利用は、自己負担額の軽減だけでなく医療費の抑制や、健康保険料率の低減につながります。
この機会にジェネリック医薬品に切り替えてみませんか？



ジェネリック医薬品とは…

効き目や安全性が先発医薬品と同等であると、厚生労働省が認めたお薬です。
先発医薬品の特許期間を過ぎた後、先発医薬品と同じ有効成分を利用するため、研究開発費が抑えられ薬の価格も抑えられます。

錠剤の小型化



大きくて飲みづらい錠剤を小型化して飲みやすい錠剤に改良。

剤形の変更



カプセル剤を飲みやすい錠剤に変更。

味(苦み等)の改良



苦みの強い錠剤を飲みやすくするため、苦みを抑えた味に改良。

※現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は医療機関や薬局とよくご相談ください。

「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りします

「ジェネリック医薬品軽減額通知」とは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、一定額のお薬代を軽減できる可能性のある方に、1か月分の軽減可能額等をお知らせするものです。



対象者

協会けんぽにご加入の18歳以上の方で、先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合、一定額のお薬代を軽減できる可能性のある方

※すべての加入者様に通知されるものではありません。

送付時期

令和5年2月下旬頃、被保険者様のご自宅宛てにお送りします。

(被保険者様と被扶養者様は別々の封筒で送付します。)

ほかにも医療機関の
かかり方等を見直すことで
医療費の抑制に
つながる場合があります



あなたの医療費見直し隊

今月のテーマは

支出を抑える
ウマ～いやり方



医療費
見直し月間



<https://kyoukaikenpo-kanagawa-lp-iryo.jp>



全国健康保険協会 神奈川支部

協会けんぽ

〒220-8538

横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー9階

TEL:045-270-8431(代表) お電話のお掛け間違いにご注意ください。

インターネット検索サイトより「協会けんぽ」と入力してください。

協会けんぽ



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>



(裏面もご覧ください)

ご退職後の健康保険のご案内

74歳以下の被保険者様が退職等で健康保険の資格を喪失したときは、引き続き何らかの健康保険制度へ加入する必要があります。退職後、1日の空きもなく再就職し健康保険に加入する場合以外は、以下のいずれかの健康保険に加入手続きをお願いします。保険料や加入条件等を比較のうえ、加入先をご検討ください。

	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険の被扶養者
保険料	退職時点の標準報酬月額 ^{※1} ×健康保険料率 ^{※2※3} =任意継続保険料 ※1 ただし退職時の標準報酬月額が30万円を超えていた場合は30万円で計算します ※2 40～64歳の方は介護保険料率が上乗せされます ※3 お住まいの都道府県の支部の保険料率です	前年の所得などにより決定 ※軽減制度があります	被扶養者の負担なし
手続き先	お住まいの都道府県を管轄する協会けんぽ支部	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入要件	以下参照	お住まいの市区町村役場へご相談ください	被扶養者としての認定基準を満たすこと

任意継続の加入要件

- ① 退職日までに被保険者期間が継続して**2か月以上**あること
- ② 退職日の翌日から**20日以内**にお住まいの都道府県を管轄する協会けんぽ支部宛に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出**(必着)**すること

加入期間

最長で2年間
(退職日の翌日から加入)

任意継続被保険者の資格を喪失するとき

- ① 保険料を納付期限までに納めなかったとき
- ② 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ③ 任意継続被保険者が亡くなったとき
- ④ 就職等により健康保険・共済組合等の被保険者になったとき
- ⑤ 75歳になった等の理由により後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
- ⑥ 任意継続をやめることを希望される旨を申し出たとき

⚠ ④、⑤、⑥の場合は、「任意継続被保険者資格喪失申出書」の提出が必要です

※⑥に該当する場合、資格喪失日は「任意継続被保険者資格喪失申出書」が協会けんぽに到着した日の翌月1日となります。資格喪失通知書は資格喪失日以降の発送となります。

任意継続保険料の納付方法

- ① 毎月納付書による納付(毎月10日まで、10日が土日・祝日の場合は翌営業日)
- ② 口座振替による納付(毎月1日に口座振替、1日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)
- ③ まとめて支払う前納制度(6か月、12か月)
※前納制度は保険料が割引されます

任意継続被保険者
資格取得申出書の
記入例はこちら



退職日の翌日以降の保険証は無効です！
退職後はすみやかに保険証を事業所へご返却ください



協会けんぽの制度、取組み等について動画を作成しました！ぜひご覧ください！

協会けんぽとは？

- ・協会けんぽの概要
- ・医療費適正化の取組み
- ・保険料率の仕組み等



健康づくりとは？

- ・健診費用の補助
- ・健診受診後の重要性
- ・事業所へのサポート等



給付金等について

- ・各種給付金
- ・マイナンバーカードの保険証利用等

